

公益財団法人さいたま市体育協会自動体外式除細動器（AED）貸出規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま市体育協会（以下「協会」という。）に加盟する競技団体並びに傘下の団体、さいたま市スポーツ少年団に加盟する単位団（以下「団体」という。）が主催する競技大会又は合宿等において、参加者が心肺停止状態に陥った時に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）による救命活動を速やかに実施することができるようにするため、AEDの貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出しの条件）

第2条 事務局長は、第1条で定める団体がAEDの貸出しを受けて実施しようとする競技大会又は合宿等が、次の各号のいずれにも該当する場合にAEDを貸し出すものとする。

- (1) 競技大会又は合宿等の参加者が、概ね10名以上であること。
- (2) 競技大会又は合宿等を行う会場にAEDの設置がないこと。
- (3) 競技大会又は合宿等が、営利を目的としないこと。
- (4) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

（貸出しの台数及び期間）

第3条 AEDの貸出しの台数は、申請者1団体につき1台とし、期間は、原則7日以内とする。

（申込み）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の10日前までに、「AED貸出申請書（様式第一号）」を事務局長に提出しなければならない。

（決定通知）

第5条 事務局長は、AED貸出申請書の提出を受けたときは、貸出しの可否を決定し、「AED貸出承認（不承認）通知書（様式第二号）」により、申込みをした者に通知する。

（転貸の禁止）

第6条 第5条に規定する使用の許可を受けた者（以下「借受者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 事務局長は、借受者が次の各号の一に該当するとき又は安全管理上、特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取消することができる。

- (1) 借受者が、本規程の定める事項を遵守しないとき。
- (2) 借受者が、申請書に記載された目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 使用料は無料とする。但し緊急時以外に使用した消耗品等は借受者の負担とする。

（使用後の報告）

第9条 借受者は、実際にAEDを使用した場合は「AED使用報告書（様式第三号）」を提出しなければならない。

(費用の負担)

第10条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び保管等に要する費用は、借受者の負担とする。

2 貸出期間中、救命活動に使用した電極パッド等のAEDに付属する消耗品に係る経費は協会の負担とする。

(亡失・損傷等)

第11条 借受者が、AED本体並びに付属品を亡失又は損傷させた時は、費用相当分を賠償するものとする。

2 借受者は、AEDの亡失又は損傷を防ぐために、別紙「AEDの貸出に関する注意事項」の記載内容を順守するように努める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人さいたま市体育協会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。